

広島県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人和同会	山口県宇部市西岐波二二九番地の三	広島シーサイド病院	広島市南区元宇品町二六一一〇	平成一九年三月二日	
医療法人ワカサ会	広島市東区東山町一五番一号	ワカサ・リハビリ病院	広島市東区東山町一五番一号	平成一九年三月二日	